

居宅介護支援重要事項説明書

2024年4月1日変更

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-304-5118 (受付時間 月～金曜日 8:30～17:30)

担当

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターこもれ陽の輪
所在地	千葉市中央区松波二丁目19番10号兼岡ビル3階
指定記号番号	千葉県指定・第1270103250号
サービスを提供する地域*	千葉市・市原市古市場、菊間

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者*	1名	0名	1名
介護支援専門員	4名	2名	6名

*管理者は主任介護支援専門員とする

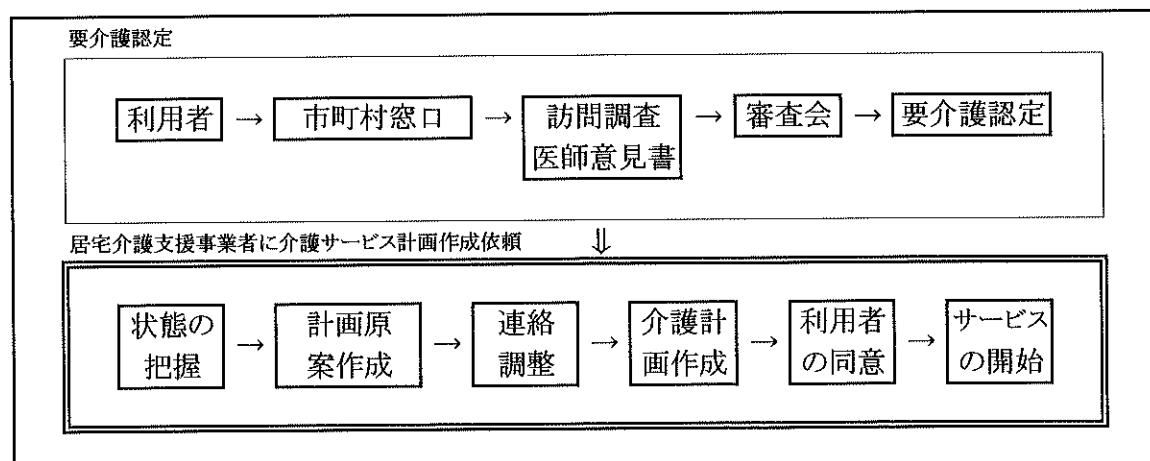
(3) 営業時間

月～土曜日	営業時間 8:30～17:30
日曜日	休業

* 24時間緊急連絡電話 080-6636-1820

12月30日～1月3日は休業

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日千葉市の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護 1・2 : 12,000円/月※
	要介護 3・4・5 : 15,592円/月※
保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

※標準担当件数が一定程度超過する場合は逓減制を導入いたします。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月月末に計算しております。

請求書は利用者にお渡しするか、または事務室で家族にお渡し致しますので、来所の際にお立ち寄り下さい。

お支払いは事務室にてお願いします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員が訪問いたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書で申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者の情報を提供いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者が医療機関等に入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援及び非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者が死亡した場合

④ その他

利用者やその家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

1:当事業所は、利用者が認定された介護度に応じた最も望ましい介護サービスを受けられるよう、複数の指定居宅サービス事業者を紹介し、選定理由を丁寧に説明する事により公平かつ中立に利用者の立場で誠実に支援させていただきます。

2:当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます

3:当該事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限するための行為は行いません

4: 主治医、歯科医師、薬剤師等の助言が必要と介護支援専門員が判断した場合には医師等に情報提供します。利用者が入院加療の必要になった時には、担当の介護支援専門員の氏名・連絡先を入院先医療機関に伝えて頂く事により、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します

5:障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合は障害福祉制度の相談支援専門員と連携し適切な支援が提供できるように努めます。

そのために、利用者当事業所の相互の信頼関係が何より大切と考えますので、その点をご理解のうえ、当事業所をご利用下さいますようお願い致します。

6:当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7:当該事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を策定し

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします

(2) 居宅介護支援の実施概要等

介護サービス計画の作成手法は全社協方式を使用し、特徴は下記のとおりです。

- ①利用者一人ひとりのケアの目標を明確にし、自立の姿を示す。
- ②介護サービス計画作成者がケアの判断基準や根拠を明らかにできる。
- ③医療、福祉の職種を越えた共通言語によって、多種多様なスタッフが共通理解のもとでケアを進める。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方は申し出ください
調査(課題把握)の方法	—	全社協方式による
介護支援専門員への研修の実施	○	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合により解約した場合の解約料	○	前記4の(3)参照

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当 山本 和栄

電話 043-304-5118

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 千葉市

担当 高齢障害部介護保険事業課

電話 043-245-5068

区市町村名 市原市

担当 保健福祉部介護保険課

電話 0436-23-9873

千葉県国民健康保険団体連合会

担当 介護保険課

電話 043-254-7428

千葉県福祉部保険指導課

担当 介護保険室 介護保険審査室

電話 043-223-2446

8. 秘密保持について

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所計画のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

[所在地] 千葉市中央区松波二丁目19番10号兼岡ビル3階
[名称] 合同会社こもれ陽の輪
ケアプランセンターこもれ陽の輪

説明者氏名 山本 和栄 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

【利用者様】

[氏名] _____ (印)

【代理人様】

[氏名] _____ (印)